

村上第一中学校 ～私たちのきまり～

I 登下校

- 1 登下校の時間を守る。(8:15には自席に着席する)
- 2 決められた服装・かばんで登下校する。
- 3 通常の通学路を利用し、交通法規を厳守する。
- 4 自転車通学生は、許可された者のみとする。
 - (1) 自転車通学許可区域
温泉、浜新田、三面、松山、村上、松波町、瀬波浜町、瀬波新田町、羽黒町の一部(羽黒町交差点以遠)、瀬波中町、瀬波横町
 - (2) 許可された自転車には、配付されたステッカーをつける。
 - (3) ヘルメットを着用する。
- 5 完全下校時刻までに校門を出て、安全に留意して下校する。

完全下校時刻	・ 4月	17:30
	・ 5月～双翼祭	18:00
	・ 双翼祭～麗華祭	17:30
	・ 麗華祭～Ⅲ期テスト	17:00
	・ Ⅲ期テスト～3月末	17:30

II 校内生活

- 1 登校後は校地外に出ない。やむを得ず、外出するときは、学級担任の許可を得る。
- 2 学校指定の内ばき・外ばきをはく。
- 3 廊下・階段は部活動時を除き、走らない。授業時間内に廊下を通行しなければならない場合は、周囲に配慮して通行する。
- 4 朝学活は制服で参加する。
- 5 休み時間は、授業準備、移動の時間とする。
- 6 他教室には用がない限り出入りしない。
- 7 昼休みの過ごし方
 - (1) 体育館使用割当により、安全面に注意してルールを守って使用する。
 - (2) 中庭使用割当により、『中庭のルール』を守り使用する。
 - (3) 年間を通じて、教室でトランプ、オセロ、将棋、囲碁、UNO等を使用することができる。
 - (4) タブレットを使用する際は、学習及び探究につながる利用を心掛ける。
- 8 教務室・準備室へは、用のある者だけが入室する。

入室の際は、カバンやコート等は廊下に置いて、次のように入室する。
「(ドアを3回ノックし、赤線前まで入室)失礼します。○年○組○○です。○○先生お願いします。(○○先生に○○を提出に来ました)」
- 9 終学活終了後は、ただちに活動場所へ移動し、教室には残らない。

Ⅲ 服装、頭髪、持ち物

1 男女共通

- (1) 指定の制服を着用する。
- (2) 防寒のため、セーターやカーディガンなどを着用する場合は、華美でない色のものとし、制服の袖や裾から出ないようにする。
- (3) アンダーウェアについては、特に首回りなど、ワイシャツやブラウスからはみ出さないものを着用する。
- (4) シャツやブラウスの裾はズボンやスカートの中に入れる。
- (5) 装飾品は身につけない。
- (6) 靴下は華美でない色のものとする。
- (7) 校内では、左胸に名札を付ける。
- (8) 衣替えは6月1日と10月1日を目安とするが、気候や体感等に応じて各自で判断し、服装を調整する。
- (9) 冬期は、気温に応じた防寒着をきちんと着用する。

2 男子

- (1) 学生服の中は、白ワイシャツを着用する。
- (2) ベルトは必ず着用する。色は黒色又は茶色とする。
- (3) 夏期の上衣については白無地のワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツとし、装飾のないものとする。

3 女子

- (1) タイツやストッキングは、無地のものとする。
- (2) 夏期の上衣については白無地のブラウス、開襟シャツ、ポロシャツとし、装飾のないものとする。

4 体操着

- (1) 学校指定の体操着とする。
- (2) 夏期期間中（特に7月以降）は体調管理上、半袖・短パンを基本とする。
- (3) 半袖体操着の裾は外に出しても良い。ただし、体育及び部活動の時間、対外試合や職場体験等の対外的行事のときは入れる。
- (4) 清掃に合わせて4限開始時まで、体操着に着替えるようにする。

5 頭髪・その他

- (1) 常に清潔で学習や運動のじゃまにならない髪型にする。
- (2) パーマ、脱色、染色等は禁止する。
- (3) 化粧や整髪剤の使用は禁止する。
- (4) 制汗剤は無臭のものとし、使用は制汗シートのみとする。
- (5) 髪が長い場合は、授業や作業、運動等に支障がないように自分で考えて対応する。髪を束ねる場合は目立たないものを使用する。

6 持ち物

- (1) 持ち物には、必ず記名する。
- (2) 学習に不要なものは持ってこない。
- (3) 不必要なお金は持ってこない。やむを得ず持ってきたお金や貴重品など

は、朝のうちに学級担任に預ける。

(4) 水分の摂取のため、飲料を持参してもよい。持参できる飲料は水、お茶又はスポーツドリンクとし、水筒、スクイズボトルやペットボトルに入れて持参する。（ただし、ペットボトルのゴミは必ず持ち帰る）

(5) 携帯電話等を持参する場合は、所定の申込用紙に必要事項を記入して学校に届け出る。登校後は教務室の所定の場所で預かり、下校時に返却する。

IV 諸届・連絡

1 欠席、遅刻、早退の連絡については、保護者を通じて行う。

2 学割証明書が必要な場合、所定の用紙により、早めに学級担任に願い出る。

3 ガラス、電球等、校舎校具を破損したときはすぐに係の先生に届け出る。

4 保護者以外が引率するキャンプ・登山などの野外活動は、事前に学校へ届け出る。

V 校舎校具の使用について

1 図書館

(1) 開館は、昼休みとする。

(2) 一回で借りられる図書は、一人2冊とする。

(3) 借りられる期間は、2週間以内とする。

(4) 本を読むときは静かにする。

(5) 書棚から出した本は、必ずもとの場所にもどす。

(6) その他は図書館使用のきまりによる。

2 保健室

(1) 保健室を利用する際には、教室等にある「保健室利用願」に該当授業の教科担任のサインをもらってから来室する。ただし、休み時間の場合は、次の授業担当者（不在の場合、担任または学年担当）のサインとする。

(2) 養護教諭が不在のときは、教務室へ連絡し、指示をうける。

3 その他の校舎、校具

(1) 水飲み場では雑巾を洗ったり、雑巾水を捨てたりしない。雑巾水などの汚水は、わきの水捨場に捨てる。

(2) 傘は自分の教室で保管する。急な雨天時には技術室渡り廊下にある貸し出し用の傘を利用することができる。

VI 校外生活

1 法律に触れる行為（飲酒・喫煙、万引き・窃盗、夜間徘徊、暴力的な行為、性の逸脱行為など）は絶対にしない。

2 遊戯施設（ゲームセンター店等）を利用する際は保護者同伴とする。

3 カラオケ店を利用する際は、保護者の許可を得る。

4 外出時は、「目的」、「行き先」、「同伴者」、「帰宅時間」等を家族に告げ、所在を明らかにしておく。

- 5 午後 9 時以降の外出は、保護者など責任の取れる大人と同行する。
- 6 友人同士の泊まり合いはしない。
- 7 長期休暇の過ごし方や社会的行事等への参加については、その都度出されるしおりに従う。
- 8 生徒同士の物の売買、金銭の貸し借り、おごり合いはしない。
- 9 海水浴について
 - (1) 水泳は、監視員のいる海水浴場で泳ぐ。
 - (2) 荒天の日(波の高い日、風の強い日、雨の日、雷の日)は、絶対に海に行かない。
 - (3) 生徒同士で海水浴場へ行くときは、必ず 3 人以上で行動する。また、離岸流に注意する。
 - (4) 海水浴場でのルールをしっかりと守る。

改正 令和 3 年 10 月 1 日